

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の任期を定めた採用）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>第2条の2 <u>任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>(1) <u>一定の期間内に終了することが見込まれる業務</u></p> <p>(2) <u>一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</u></p> <p>2. <u>任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>（任期の特例）</p> <p>第2条の3 <u>法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定に</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項及び第7条第1項の規定に基づき、<u>専門的な知識経験を有する者の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

より任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) あらかじめ3年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、第2条又は第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。

(職員の給与に関する条例の適用除外)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和33年墨田区条例第19号)第6条第2項から第7項までの規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員(特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。))で定める職員を除く。)には適用しない。

(人事委員会規則への委任)

第5条 第2条及び第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

〔同左〕

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

〔新設〕

(特別区人事委員会規則への委任)

第4条 第2条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。